

令和5年度監査の基本方針

1 目的

地方自治法により設置された独任性の執行機関である監査委員が、行財政運営について公正で効率的に執行されているか住民の視点に立って確認し、行財政運営の健全性と透明性を確保し、住民の信頼の確保に資することを目的として、小平市監査基準に基づき監査を実施する。

市においては、地方分権の推進や住民ニーズの多様化などにより、事務が高度化・複雑化・広範化し、事務処理のリスクが高まるとともに、それを担う職員の負担も増加している。このような状況において、事務執行上のリスクを明らかにするにとどまらず、内部統制の取り組みの発展を促す観点も踏まえ、監査の実施を通して内部統制が機能する健全な組織形成に寄与することを目指す。

2 基本方針

- (1) 公正で効率的な行財政運営を確保するため、市の財務事務について、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証するとともに、事務事業における制度や組織運営等についても、同様の観点で検証する。
- (2) 誤りの指摘のみでなく、その改善を監査の目的とし、監査実施過程や実施後にも重点を置き、対象課へのヒアリング等を通じて、改善の方策の検討や実施について支援する。
- (3) 事務処理上のリスクを低減するため、対象課における内部統制の機能や、その前提となる管理部門における環境の整備について検証する。
- (4) 職員の事務処理能力の向上、組織の自浄作用を促進するため、監査結果（指摘事項、意見・要望事項）を全庁的に広く周知する。
- (5) 住民の信託に応えるため、監査結果と指摘に対する改善の方策（措置状況）をホームページ等で公表する。

3 監査等の種類

- (1) 定期監査（組織別監査及び工事監査）
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 財政健全化判断比率等審査
- (6) 基金の運用状況審査
- (7) 例月現金出納検査
- (8) 住民監査請求

令和5年度監査実施計画

1 各監査等の対象及び実施方法等の考え方

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

組織別監査は、あらかじめ選定した組織を対象とする。ただし、監査基本方針(1)及び(3)のとおり、必要に応じて関係課の状況についても検証を行う。

工事監査は、監査実施年度のすべての工事について総合的に判断して、今後選定した工事を対象とする。なお、監査内容は、設計、施工等が適正に行われているか等の技術事務と、契約を中心とした財務事務とし、技術事務については専門機関に委託して行う。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査に兼ねて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市の補助・出資団体または指定管理者の中から対象を選定する。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

(5) 財政健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(8) その他

監査指摘事項等のフォローアップとして、令和3年度監査指摘事項等の改善状況を確認する。

2 監査等の対象及び実施時期

監査等の種類	対象（対象時期、所管課）		実施時期 (令和5年度)	
定期監査				
組織別 監査	第1回	企画政策部（令和4年4月～令和5年3月） 政策課、行政経営課、秘書広報課、情報政策課、 デジタルトランスフォーメーション推進担当課長	4月～6月	
	第2回	健康福祉部（健康・保険担当部長） (令和5年4月～令和5年8月) 健康推進課、新型コロナワイルスワクチン接種担当 課長、保険年金課	9月～11月	
	第3回	議会事務局（令和5年4月～令和5年12月） 企画政策部（財務担当部長） (令和5年4月～令和5年12月) 財政課、公共施設マネジメント課	1月～3月	
	工事監査	未定	未定	
行政監査	定期監査に兼ねて実施			
財政援助団体等監査 (指定管理者)	公益社団法人 小平市シルバーリソースセンター (地域包括ケア推進担当課長)		11月～1月	
	一般社団法人 小平市体育協会（文化スポーツ課）			
	特定非営利活動法人 小平市民活動ネットワーク 「小平市民活動支援センター」 (市民協働・男女参画推進課)			
	決算等審査(財政健全化判断比率等審査及び基金の運用状況審査を含む。)		6月～9月	
例月現金出納検査			毎月	

※ 組織の名称及び所管事務事業は、令和5年4月1日時点のものとする。

※ 財政援助団体等監査の対象時期は令和4年度とする。